

## 意見募集の結果について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案に対する御意見について

### 1. 意見募集の結果

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案の内容について、令和5年12月7日から令和6年1月10日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、1件の意見の提出がありました。意見及び意見に対する考え方は別紙のとおりです。

### 2. 政令等の公布

消防庁では、意見募集の結果等を踏まえ、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）を令和6年2月9日に公布しました。

今後とも、国民の安全・安心を守る消防行政を展開してまいりますので、引き続き、消防行政にご理解を賜るようお願いいたします。

### 3. 本件問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室（担当：加賀）  
TEL 03-5253-7561（直通）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>補償基礎額の引き上げの方向性自体は賛成するが、以下の点について異論があるため、今後再検討することを要請する。</p> <p>(1)階級ごとに補償基礎額が異なる点について 自らの身を挺して消防・救急・水防のために尽力することは、立場や階級に関係なく尊敬に値する行為であり、それ相応の榮譽を受けるべきものである。それなのに、階級によって補償基礎額が異なるのは、不公平ではないか。</p> <p>(2)扶養親族加算の引き上げについて 補償基礎額だけでなく、扶養親族加算も引き上げれば子育て世帯の人も消防団及び水防団へ参加しやすくなり、より地域の防災が充実するのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>・今後の参考とします。</p>	<p>無</p>

○提出意見数：1件

※提出意見数は、意見提出者数としています。